

令和4年12月20日

〒170-0005
東京都豊島区南大塚二丁目25番15号
South 新大塚ビル12F
株式会社 Twelve
代表取締役 前田 貴土 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎
(連絡先) 〒464-0075
名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS 千種ビル6階
事務局長 伊藤 英樹
(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

改定約款ご送付のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社より令和4年4月15日付回答書にて、重要事項説明書につき、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」により、定められた時期までに改定される旨ご回答頂きました。

上記重要事項説明書の改定は完了しておられますでしょうか。完了しておられる場合、ご面倒とは存じますが、改定された重要事項説明書の写しを当団体までご送付くださいますようお願い致します。当方申入れ事項に関する改訂内容を確認させて頂き、ご指摘すべき事項がなければ、当団体の今回の申入れについては終了とさせて頂く所存です。

末筆ながら、本申入れの内容、これに対する貴社のご回答の内容及び申入れ以降の経緯、内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

謹白